表1 懲戒請求事案処理の内訳及び懲戒委員会審査開始件数(単位弁護士会)(弁護士法58条)

-	⊕ +r ==	懲 戒						微武 吟口				③懲戒委員会	0 (1)	0 (0	Æ
年	①新受	戒告		停止	退会	除名	②計	懲戒 しない	除斥 満了	却下	終了	審査開始件数	2/1	2/3	年
			1年未満	1年~2年	命令		0								
平成5年	439	12	3	1	4	3	23	278	4		31	54	5.2%	42.6%	平成5年
平成6年	517	15	6	0	2	2	25	355	4		52	56	4.8%	44.6%	平成6年
平成7年	576	17	14	1	5	2	39	422	9		30	50	6.8%	78.0%	平成7年
平成8年	485	16	6	1	3	1	27	402	7	į	52	45	5.6%	60.0%	平成8年
平成9年	488	11	19	4	1	3	38	381	9	2	23	61	7.8%	62.3%	平成9年
平成10年	715	19	16	4	2	2	43	440	4	4	10	78	6.0%	55.1%	平成10年
平成11年	719	17	20	7	5	3	52	479	11	2	24	91	7.2%	57.1%	平成11年
平成12年	1030	17	12	4	7	1	41	690	25	2	26	86	4.0%	47.7%	平成12年
平成13年	884	34	20	4	4	0	62	778	19		38	93	7.0%	66.7%	平成13年
平成14年	840	28	22	10	3	3	66	674	22	4	19	120	7.9%	55.0%	平成14年
平成15年	1127	27	23	2	3	4	59	822		69	23	71	5.2%	83.1%	平成15年
平成16年	1268	23	19	2	3	2	49	1023		1	19	94	3.9%	52.1%	平成16年
平成17年	1192	35	18	4	3	2	62	893		0	18	110	5.2%	56.4%	平成17年
平成18年	1367	31	29	4	2	3	69	1232		0	24	115	5.0%	60.0%	平成18年
平成19年	9585	40	23	5	1	1	70	1929		0	30	138	0.7%	50.7%	平成19年
平成20年	1596	42	13	2	2	1	60	8928		0	37	112	3.8%	53.6%	平成20年
平成21年	1402	40	27	3	5	1	76	1140		0	20	132	5.4%	57.6%	平成21年
平成22年	1849	43	24	5	7	1	80	1164		0	31	132	4.3%	60.6%	平成22年
平成23年	1885	38	26	9	2	5	80	1535		0	21	137	4.2%	58.4%	平成23年
平成24年	3898	54	17	6	2	0	79	2189		0	25	134	2.0%	59.0%	平成24年
平成25年	3347	61	26	3	6	2	98	4432		0	33	177	2.9%	55.4%	平成25年
平成26年	2348	55	31	6	3	6	101	2060		0	37	182	4.3%	55.5%	平成26年
平成27年	2681	59	27	3	5	3	97	2191		0	54	186	3.6%	52.2%	平成27年
平成28年	3480	60	43	4	3	4	114	2872		0	49	191	3.3%	59.7%	平成28年
平成29年	2864	68	22	9	4	3	106	2347		0	42	211	3.7%	50.2%	平成29年
平成30年	12684	45	35	4	1	3	88	3633		0	21	172	0.7%	51.2%	平成30年
合計	59266	907	541	107	88	61	1704	43289	114	485	484	3028	2.9%	56.3%	合計

- *O データの出典は、日弁連の会務報告書「第2 懲戒」(日弁連会員用HPに掲載)及び毎年の懲戒請求事案集計(日弁連HPに掲載)である。
 *1 懲戒審査会審査開始件数は、綱紀委員会で「懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする」とされ、懲戒委員会で審査が開始されたものをいう。
 *2 ①日弁連による懲戒処分、②日弁連による原処分の取消、及び③日弁連による原処分の変更は含まれていない。
- *3 平成19年の新受事案には、同年5月27日放送のテレビ番組における橋下徹弁護士の発言がきっかけとなった、光市事件の弁護団に対する懲戒請求8095件が含まれている。
- 大弁は、平成22年9月17日、当該発言について橋下徹弁護士を業務停止2ヶ月としたのに対し、最高裁平成23年7月15日判決は、橋下徹弁護士の当該発言は不法行為法上違法とはいえないと判断した。
- *4 平成24年の新受事案が前年の2倍になったのは、一人で100件以上の懲戒請求をした事案が5例(5例の合計1899件)あったこと等による。
 *5 平成25年の新受事案が3000件を超えたのは、一人で100件以上の懲戒請求をした事案が5例(5例の合計1701件)あったこと等による。
 *6 平成28年の新受事案が3000件を超えたのは、一人で100件以上の懲戒請求をした事案が5例(5例の合計1701件)あったこと等による。
- *7 平成29年の新受事案は、日弁連や弁護士会が一定の意見表明を行ったことについて全国の21弁護士会に対してなされた約13万件の懲戒請求(個々の弁護士の非行を問題とするものではない事案)を含まない数 とされている。
- *8 平成30年の新受事案が前年の4倍となったのは、一人で100件以上の懲戒請求をした事案が4例(4例の合計1777件)あったこと、特定の会員に対する同一内容の懲戒請求が8640件あったこと等による。

表2 審査請求事案の内訳(日弁連懲戒委員会)(弁護士法59条)

		新受	(原処分の内)	訳別)		盐上 唐.L	決	:定							
年	戒告	業務停止	退会命令	除名	計	· 効力停止 申立件数	効力停止	却下	棄却	①原処分 取消	②原処分 変更	却下· 終了等	③計	未済	(1)+2)/3
平成5年	1	2	2	1	6				7	()	1	8	16	0.0%
平成6年	4	3	2	0	9	2	0	2	5	(0	6	11	14	0.0%
平成7年	0	6	2	1	9	4	0	4	7	2	2	4	13	10	15.4%
平成8年	3	1	0	1	5	0	0	0	5		1	2	8	9	12.5%
平成9年	1	12	0	1	14	10	1	9	4	2	2	1	7	17	28.6%
平成10年	4	6	1	2	13	3	0	3	7		1	4	12	17	8.3%
平成11年	3	6	3	1	13	5	1	4	6	(3	0	9	13	33.3%
平成12年	5	6	2	2	15	3	1	2	9		1	5	15	15	6.7%
平成13年	8	5	2	0	15	1	0	1	13	(0	2	15	17	0.0%
平成14年	2	7	2	0	11	3	0	3	16		1	2	19	9	5.3%
平成15年	6	9	1	3	19	5	1	4	9	1	3	2	15	14	26.7%
平成16年	10	12	1	0	23	8	3	5	14	1	2	2	19	17	15.8%
平成17年	8	13	1	0	22	3	2	1	10	11	0	3	24	15	45.8%
平成18年	8	12	1	1	22	8	4	4	13	6	4	1	24	13	41.7%
平成19年	9	14	1	1	25	5	0	5	20	6	2	2	30	8	26.7%
平成20年	15	7	1	1	24	2	0	2	13	1	2	1	17	15	17.6%
平成21年	13	15	3	0	31	11	3	7	25	0	2	4	31	15	6.5%
平成22年	14	19	1	0	34	12	3	9	18	4	5	4	31	18	29.0%
平成23年	14	15	0	0	29	10	0	10	20	2	3	3	28	19	17.9%
平成24年	25	8	1	0	34	5	0	5	25	2	0	2	29	24	6.9%
平成25年	29	13	4	0	46	7	2	4	30	3	1	1	35	36	11.4%
平成26年	15	11	0	1	27	4	0	5	28	1	4	1	34	29	14.7%
平成27年	20	11	1	1	33	8	0	6	22	6	1	4	33	29	21.2%
平成28年	15	13	2	1	31	11	0	10	26	1	2	4	33	27	9.1%
平成29年	23	15	0	1	39	10	0	10	22	3	2	2	29	37	17.2%
平成30年	14	12	1	0	27	6	0	6	24	6	4	3	37	27	27.0%
合計	269	253	35	19	576	146	21	121	398	65	37	66	566		18.0%

- * 0 ①対象弁護士が懲戒処分を軽くすることを求めて行うのが審査請求であるのに対し、②懲戒請求人が懲戒処分をするか、懲戒処分を重くすることを求めて行うのが異議申出及び綱紀審査の申出である。
- *1 日弁連懲戒委員会が審査請求を却下又は棄却した場合、対象弁護士は、東京高裁に対し、日弁連の裁決の取消しの訴えを提起できる(弁護士法61条1項)。 *2「原処分取消」は、懲戒処分を懲戒しない処分に変更することであり、「原処分変更」は、懲戒処分を軽くすることである。
- *3 原処分取消の内訳は以下のとおりである。
- 平成15年:業務停止1月→懲戒しない(1)
- 平成16年:戒告→懲戒しない(1)
- 平成17年: 戒告→懲戒しない(9), 業務停止4月→懲戒しない(1), 業務停止1月→懲戒しない(1)
- 平成18年:戒告→懲戒しない(4)、業務停止2月→懲戒しない(1)、業務停止1月→懲戒しない(1) 平成19年:戒告→懲戒しない(5),業務停止3月→懲戒しない(1)
- 平成20年: 戒告→懲戒しない(1)
- 平成22年: 戒告→懲戒しない(4)
- 平成23年:戒告→懲戒しない(2)
- 平成24年:戒告→懲戒しない(2)
- 平成25年:戒告→懲戒しない(3) 平成26年: 戒告→懲戒しない(1)
- 平成27年:戒告→懲戒しない(6) 平成28年:戒告→懲戒しない(1)
- 平成29年:戒告→懲戒しない(3)
- 平成30年:戒告→懲戒しない(6)
- *4 原処分変更の内訳は以下のとおりである。
- 平成15年:業務停止1年3月→業務停止10月(1),業務停止1年→業務停止8月(1),業務停止2月→戒告(1)
- 平成16年:業務停止3月→戒告(1), 退会命令→業務停止6月(1)
- 平成18年:業務停止1年→業務停止6月(1),業務停止3月→戒告(1),業務停止6月→戒告(1),業務停止10月→業務停止8月(1)
- 平成19年:業務停止6月→業務停止4月(1), 退会命令→業務停止2年(1) 平成20年:業務停止1月→戒告(1),業務停止2年→業務停止1年6月(1)
- 平成21年:業務停止2月→業務停止1月(1), 退会命令→業務停止2年(1)
- 平成22年:業務停止1月→戒告(1),業務停止2年→業務停止1年6月(1),業務停止6月→業務停止5月(1),業務停止3月→戒告(1),業務停止2年→業務停止1年(1)
- 平成23年:業務停止6月→戒告(1,業務停止4月→業務停止2月(1),業務停止1年→業務停止8月(1) 平成25年:業務停止1月→戒告(1)
- 平成26年:業務停止2月→戒告(1),業務停止1年→業務停止10月(1),退会命令→業務停止6月(1),除名→業務停止2年(1) 平成27年:退会命令→業務停止2年(1)
- 平成28年:業務停止2月→業務停止1月(1), 退会命令→業務停止2年(1) 平成29年:業務停止3月→業務停止2月(2)
- 平成30年:業務停止1年6月→業務停止9月(1),業務停止1年→業務停止9月(1),業務停止6月→業務停止4月(1),業務停止3月→業務停止2月(1)

表3 異議申出事案処理の内訳(日弁連懲戒委員会)(弁護士法64条の5)

		新受(異議申出の内	(訳別)											
年	懲戒しない	不当に軽い	相当期間	一部不相当	計	棄却	①取消	②変更	却下	速やかに 終了せよ	資格喪失・ 死亡終了	3計	未済	(1)+2)/3	年
平成17年	6	9	0	2	17	27	2	0	0	0	0	29	12	6.9%	平成17年
平成18年	11	13	2	1	27	24	2	0	0	0	0	26	12	7.7%	平成18年
平成19年	9	9	1	0	19	21	3	0	2	0	0	26	5	11.5%	平成19年
平成20年	13	14	5	0	32	16	0	1	1	0	1	19	18	5.3%	平成20年
平成21年	10	14	3	0	27	29	0	1	1	0	0	31	14	3.2%	平成21年
平成22年	8	16	3	0	27	21	1	2	0	2	0	26	15	11.5%	平成22年
平成23年	10	16	3	0	29	20	3	0	0	1	2	26	18	11.5%	平成23年
平成24年	11	18	3	0	32	29	0	0	1	3	0	33	16	0.0%	平成24年
平成25年	6	22	3	0	31	23	1	0	3	1	0	28	20	3.6%	平成25年
平成26年	29	7	4	0	40	20	8	1	0	4	1	34	26	26.5%	平成26年
平成27年	15	22	6	0	43	33	0	1	3	2	0	39	30	2.6%	平成27年
平成28年	28	23	4	0	55	29	1	1	2	2	1	36	49	5.6%	平成28年
平成29年	21	21	0	0	42	41	0	2	1	0	2	46	45	4.3%	平成29年
平成30年	11	16	0	0	27	42	1	1	4	0	1	49	23	4.1%	平成30年
合計	188	220	37	3	448	375	22	10	18	15	8	448		7.1%	

- *1「取消」は、懲戒しない処分を懲戒処分に変更することであり、「変更」は、懲戒処分をより重くすることである。
- *2「取消」の内訳は全部、懲戒しない→戒告である。
- *3「変更」の内訳は以下のとおりである。
- 平成20年:業務停止3月→業務停止1年(1) 平成21年:戒告→業務停止1月(1) 平成22年:戒告→業務停止1月(2)

- 平成26年:戒告→業務停止1月(1) 平成27年:戒告→業務停止1年(1)
- 平成28年:戒告→業務停止1月(1)
- 平成29年:業務停止3月→業務停止6月(1),業務停止6月→業務停止1年(1)
- 平成30年:戒告→業務停止1月(1)

表4 異議申出事案処理の内訳(日弁連綱紀委員会)(弁護士法64条の2)

		新受(異議申出の内]訳別)				既						
年	懲戒しない	相当期間	一部不相当	不適法	計	1		審査不相当		速やかに	②計	未済	1/2	年
	念成しない	作当教间	日日からい日日	个過去	<u> </u>	審査相当	棄却	却下	終了	終了せよ) ii			
平成17年	356	47	6	0	409	5	340	19	7	28	399	149	1.3%	平成17年
平成18年	448	81	8	1	538	14	425	17	10	40	506	181	2.8%	平成18年
平成19年	445	59	2	0	506	11	475	20	11	31	548	139	2.0%	平成19年
平成20年	561	44	7	0	612	4	511	16	8	21	560	191	0.7%	平成20年
平成21年	429	36	1	0	466	3	531	17	5	17	573	84	0.5%	平成21年
平成22年	441	62	0	8	511	9	404	11	5	35	464	131	1.9%	平成22年
平成23年	605	60	1	16	682	7	494	14	10	22	547	266	1.3%	平成23年
平成24年	702	35	3	38	778	6	759	39	4	26	834	210	0.7%	平成24年
平成25年	1546	44	0		1590	6	1431	26	8	21	1492	312	0.4%	平成25年
平成26年	1290	63	0		1353	5	1362	796	9	22	2194	249	0.2%	平成26年
平成27年	951	51	0		1002	6	896	17	5	18	942	309	0.6%	平成27年
平成28年	673	430	0		1103	8	929	25	9	241	1212	200	0.7%	平成28年
平成29年	718	186	0		904	1	824	20	8	39	892	174	0.1%	平成29年
平成30年	782	1254	0		2036	5	1179	41	2	102	1329	918	0.4%	平成30年
合計	9947	2452	28	63	12490	90	10560	1078	101	663	12492		0.7%	合計

- *1 平成16年4月1日以降、原弁護士会の懲戒委員会の審査に付されていない事案に関する異議申出事案は、日弁連綱紀委員会に付議されている。
- *2「終了」は、取下げ・資格喪失・死亡による終了を意味している。
- *3 同一の異議申出人による大量の異議申出事案が、平成25年の新受件数に2例の合計865件、平成26年の新受件数に1例778件、平成27年の新受件数に1例285件、平成28年の新受件数に1例305件が含ま
- *4 平成25年以降の「懲戒しない」は、「不適法」(再異議,重複請求,相手方が弁護士でない等)を含む。

表5 綱紀審査申出事案処理の内訳(日弁連綱紀審査会)(弁護士法64条の3)

	新受			既						
年		① 審査相当	審査不相当	却下	取下	資格喪失・ 死亡終了	②計	未済	1/2	年
平成17年	165	1	121	7	1	0	130	63	0.8%	平成17年
平成18年	239	3	153	19	0	0	175	127	1.7%	平成18年
平成19年	300	3	236	6	1	3	249	178	1.2%	平成19年
平成20年	251	3	337	17	1	1	359	70	0.8%	平成20年
平成21年	312	0	281	10	1	0	292	90	0.0%	平成21年
平成22年	231	0	251	4	0	0	255	66	0.0%	平成22年
平成23年	327	0	271	2	2	0	275	118	0.0%	平成23年
平成24年	321	3	264	10	0	0	277	162	1.1%	平成24年
平成25年	1098	4	281	19	2	0	306	954	1.3%	平成25年
平成26年	340	2	1076	5	0	3	1086	209	0.2%	平成26年
平成27年	396	4	437	17	0	1	459	146	0.9%	平成27年
平成28年	332	0	399	4	0	3	406	72	0.0%	平成28年
平成29年	376	35	246	6	0	0	287	161	12.2%	平成29年
平成30年	398	3	325	6	0	0	334	225	0.9%	平成30年
合計	5086	61	4678	132	8	11	4890		1.2%	合計

- *1 懲戒請求者が、日弁連の裁決の取消しを求めて東京高裁に訴えを提起しても、不適法なものとして却下される(最高裁昭和49年11月8日判決)。 *2 平成25年の新受事案のうち、同一の綱紀審査申出人による大量の綱紀審査申出事案の例が2例ある(2例の合計865件)。 *3 平成29年の審査相当事案のうち、同種事案に関する議決32件を含む。